2017.12.6

# 草柳教授の建設契約講座 ▶27

草柳 俊二

## 受発注者に求められる適正な人材配置

■第11条（履行報告）

第11条は短い条文で「受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない」と記されています。この条項に記されている「報告」に関する定義ですが、土木工事共通仕様書では「報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう」と定義しています。注意すべきは、共通仕様書では「監督職員」を報告の相手としており、第11条では報告の相手を「発注者」としていることです。このように、契約約款と共通仕様書は共に契約図書でありながら整合性が取れていない箇所がかなりあり、総合的な見直し作業を行わなければならない状態にあります。

さて、第11条ですが、この条項は発注者への報告義務を受注者に課した条項です。発注者は通常、現場に常駐していませんので、第11条に基づく報告は、現場で発生している施工問題や契約関連問題を早期に述べたものが要求されていることになります。この報告を月報の形で行えば、契約関係の重要な記録を時系列的に残すことが可能となります。このように第11条は契約管理上極めて重要な条項となります。FIDIC約款にも「進捗報告」という条項があり、この条項では受注者に対し毎月、追加費用や工期延伸請求の状態や、契約通りの完成が危うくなるような事態や状況を詳細に報告するよう求めています。

■第12条（工事関係者に関する措置請求）

第12条は工事遂行に携わる受注者と発注者の要員の不適合是正を定めた条項です。第1項では「発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（専理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる」と述べています。このように発注者は現場代理人に問題がある場合、是正を求めることが出来ますが、監督員にはその権限がありません。

第2項には「発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる」と記されています。

第2項は現場代理人以外の職員や現場の労働者の不適合是正を求めるものとなっており、主語が「発注者又は監督員」となっていますので監督員にも是正要求権があることになります。

この条項を理解する上で重要なことは以下の2点となります。

①是正要求は理由を明示した書面によるものであり、明確な理由が記されていない場合や口頭の要求は効力を発しない。

②是正要求の理由の「著しく不適当」という意味は「客観的に見て工事の適切な遂行を妨げる場合」を意味する。

このように、要員の不適合の是正は感情を排除し冷静な判断が求められることになります。

第3項は是正処置に関して記したもので「受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。」と定めています。

第4項は逆に受注者が発注者側の監督員の不適合是正を求める条項で、「受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる」と記されています。第5項は第3項と同様に、発注者は10日以内に受注者に是正策を示すことが定められています。

さて、「監督員がその職務の執行につき著しく不適当」という意味ですが、必要な立会検査に来ないとか、的確に指示を出さないため工事遂行に支障が発生しているといったケースが該当することになります。

第12条は工事遂行人材の不適合是正に関したものですが、本来の制定目的は受発注者に適正な人材配置を求めた条項と理解すべきでしょう。

■第13条（工事材料の品質及び検査等）

この条項の第1項、第2項、第3項は検査の方法を定めたものですが、第3項では以下のように監督員の検査義務を定めています。「監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から○日以内に応じなければならない」。この条項の○には通常7以上の数字が入ることになり、受注者は検査日の7日以上前に監督員に検査願いを提出することが求められることになります。第4項では、受注者は一度現場に搬入した資機材を監督員の許可なく搬出してはならないと定めています。第5項は不合格の資機材は○日以内に搬出するとしており、この○も7以上の数字となります。

（富士工科大名誉教授、東京都市大客員教授）

＝次回掲載予定は12月20日

2017.12.20

# 草柳教授の建設契約講座 ▶28

草柳 俊二

## 迅速対応に建設コンサル活用を

■第14条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

この条項は検査手順を規定したもので、第4項では第13条第3項と同じ手順の監督員の検査対応義務を定めています。第5項では「前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に○日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる」としています。

続く文章では「この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から○日以内に提出しなければならない」としています。

前半の文章の「監督員が正当な理由なく受注者の請求に応じない」というのは明らかに監督員の義務不履行です。この条項は監督員の違反を容認した上で、受注者に次善の策を求めているわけですが、なぜ、こうした条項が生まれたのでしょう。

考えられるのは、総価一式請負契約は自主施工が原則といった論理です。契約は権利と義務の均衡が原則であり、この考えなくして契約の公平性、透明性は担保出来ません。自主施工が原則であっても、契約当事者間の権利と義務の明確化は必須となります。

FIDICの単価数量精算契約約款では、発注者側からの図面発給や指示遅延により工事が遅延した場合、受注者は追加費用と工期延伸を請求することが出来ると定めています。このため、受注者の請求に速やかに対応出来るよう、指示権限を有する監理者として建設コンサルタントを活用する方法が取られています。日本でも、同様な方策を採用すべきでしょう。

■第15条（支給材料及び貸与品）

15条は発注者から受注者への支給材料及び貸与品に関する責任と権限を定めたものです。第1項から第3項までは資機材の引き渡しの手続きを定めています。

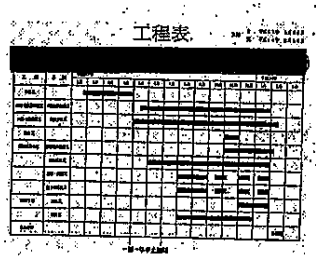


さて、工事用地の確保ですが、平成11年の日本土木工業協会の調査では、会員会社が受注した公共工事の内、用地の確保が未完了の工事は全体の27%でした。しかし、平成24年に日本建設業連合会が行った調査結果では47%となっています。工事地用地確保の遅延は契約管理上、極めて重要な問題となっていることが分かります。

（富士工科大名誉教授、東京都市大客員教授）

＝次回掲載予定は2018年1月10日

■第16条（工事用地の確保等）

この条項は契約管理において極めて重要な条項であり、第1項には以下の内容が記されています。「発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない」。第2項は受注者の工事用地の管理義務を規定したもので、第3項から第5項までは、工事用地を返還する場合の受発注者の権利と義務を定めた条項となっています。

まず理解しなければならないのは、受注者が工事の施工上必要とする日までに工事用地が確保されず、工事推進に支障を来した場合はどうなるかです。この場合は「契約条件変更」となり、18条（条件変更等）の第4項等に従い受注者側に第21条に基づく工期延伸と追加費用請求権が発生することになります。一方、「受注者が工事の施工上必要とする日」ですが、これは工事着工だけでなく、全作業に存在することになり、その特定は受注者が作成し発注者に提出した「約定工程表（契約書に添付された工程表）」に示された各作業の開始日ということになります。したがって「約定工程表」は各作業の開始日が明確に示された内容でなければなりません。

図は国土交通省の発注工事の約定工程表の例です。ほとんどの公的発注者機関がこの書式を採用していますので公共工事の「約定工程表」はこの程度の精度となっています。これでは「受注者が工事の施工上必要とする日」を正確に把握することは出来ません。必須条件はCPM：Critical Path Methodによる約定工程表となるのですが、これについては後の条項分析で詳しく述べることにします。